

多久市農業振興計画2021



令和3年9月

多久市

目 次

序 章 計画の策定にあたって

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけと計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1章 食料・農業・農村を取り巻く情勢

- (1) 多久市の主な情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 国内外の主な情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 多久市農業の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 計画の目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3章 施策の展開方向

I 発展的な農業の確立【農業の振興】

1 発展的な農業経営体の創出

- (1) 競争力のある農産物づくり
 - ①農産（米・麦・大豆）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - ②園芸（野菜・果樹・花き）・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - ③畜産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (2) 安全・安心な農畜産物の生産システムの推進・・・・・・・・ 19
- (3) 農産物のブランド力の向上と販路拡大・・・・・・・・・・ 20
- (4) 農業生産基盤の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

2 次世代の担い手の確保・育成

- (1) 担い手の確保・育成や多様な人材の農業への参画推進・・・・ 22
- (2) 優良農地の確保・集約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

II 活力ある農村の実現【農村の振興】

1 農村地域の振興

- (1) 中山間地域農業対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (2) 有害鳥獣被害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第4章 地域別の振興

- 1 地域共通の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 各地域の特徴と振興
 - (1) 納所地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - (2) 東多久地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - (3) 南多久地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (4) 多久地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (5) 西多久地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (6) 北多久地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第5章 農業生産等の目標

- (1) 総農家数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (2) 新規就農者数（累計）・・・・・・・・・・・・ 31
- (3) 認定農業者数（累計）・・・・・・・・・・・・ 31
- (4) 有害鳥獣による農産物の被害額・・・・・・ 31
- (5) 作付面積・飼養頭羽数・・・・・・・・・・・・ 32
- (6) 生産量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

序章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

本市ではこれまで、第4次多久市総合計画に基づき、積極的に施策を展開してまいりました。

また、2021年3月に、第5次多久市総合計画を策定し、本市の将来像「緑園に輝くまち 多久～時流を感じる 文教・安心・交流・協働のまち～」の実現のため「みんなの希望がかなうまち 多久」、「安心して魅力的なまち 多久」、「活力ある稼ぐまち 多久」、「つながり集うまち 多久」の4つの基本目標を定めました。

農業・農村を取り巻く情勢については、本格的な人口減少社会に入中、担い手の高齢化や減少、農業所得の伸び悩みなどに加え、消費者のライフスタイル等の変化による食の多様化などにより、本市を取り巻く環境社会・経済環境は劇的に変化しております。このような状況の中、時代の潮流や地域の特性に的確に対応し、新たな時代に即した対応を求められる状況にあります。

そうした情勢等に的確に対応していく必要があることから、新たに「多久市農業振興計画 2021」を策定しました。

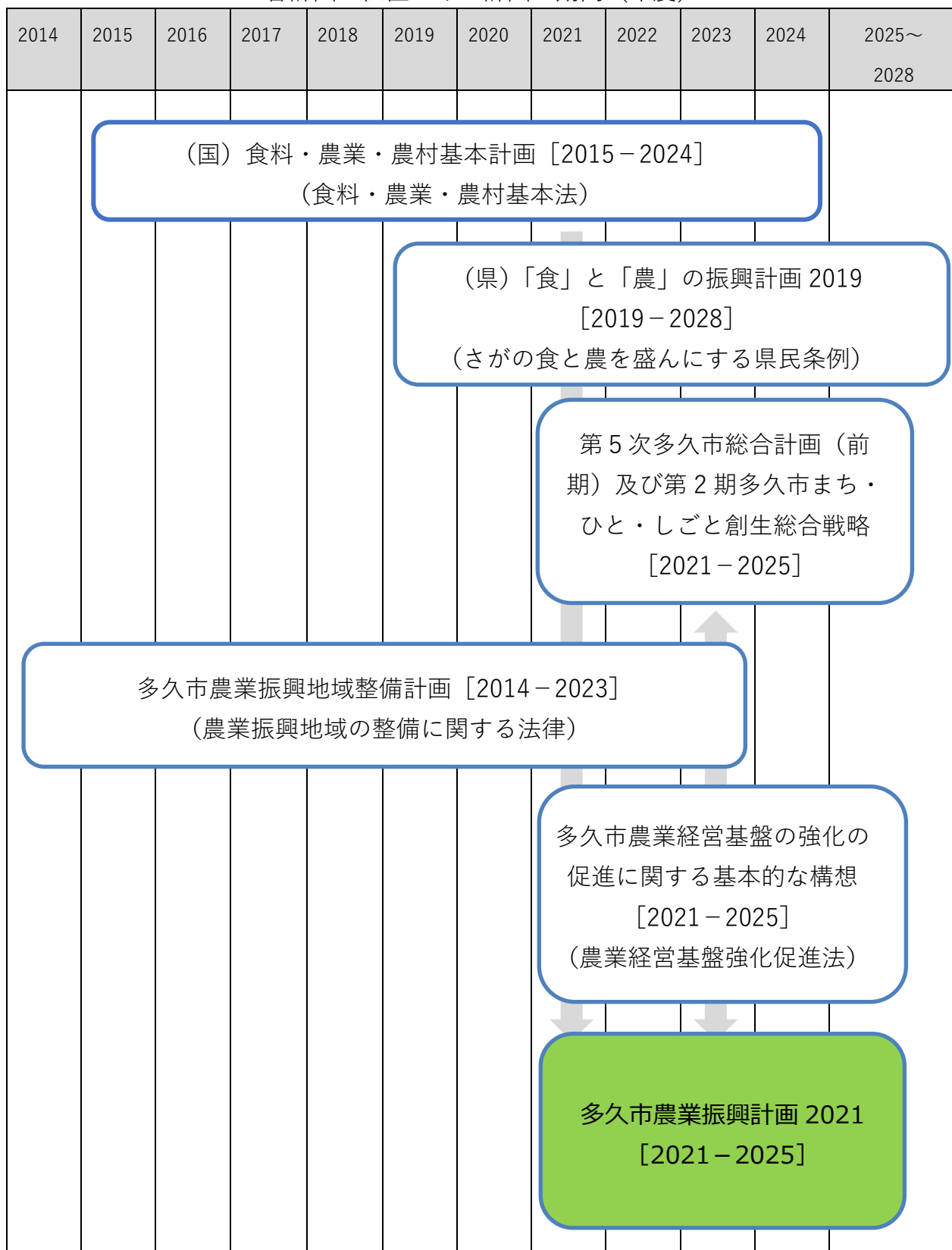
施策の推進に当たっては、国や県の施策を踏まえるとともに、農業者の皆さんや関係機関などの意向を反映させながら実行性のあるものとしてまいります。

序章 計画の策定にあたって

2 計画の位置づけと計画の期間

本計画は、2021 年度から 2025 年度までの 5 年を計画期間とします。

各計画の位置づけと計画の期間（年度）



第1章 食料・農業・農村を取り巻く情勢

(1) 多久市の主な情勢

① 農業所得の伸び悩み

規模拡大が進みつつあり、農家の販売額は増えているものの、全体では生産資材価格の高止まりや米価の低迷などで農業所得は伸び悩んでおり、農業経営は厳しい状況となっています。

図1

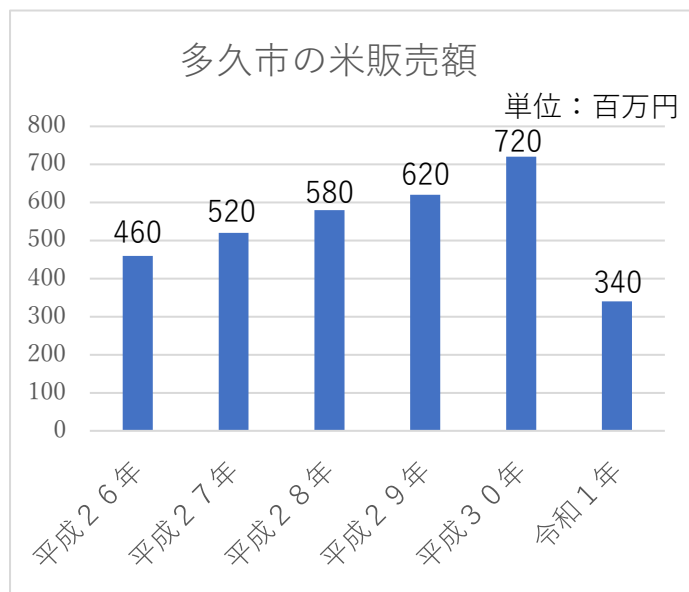


図2

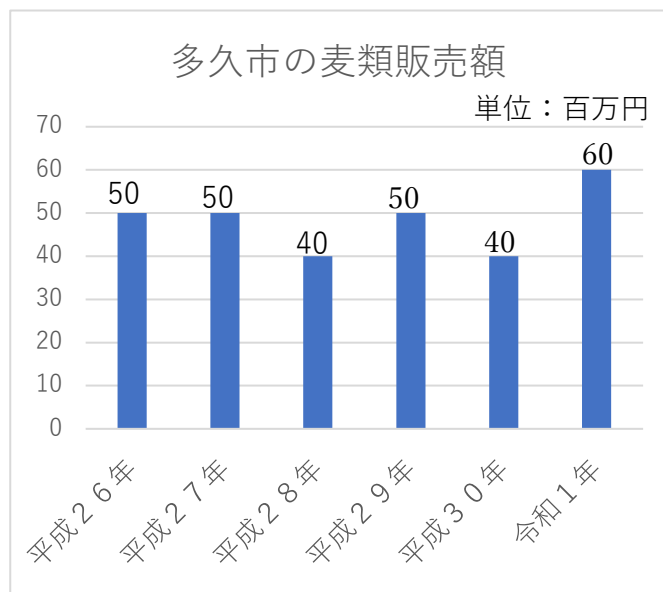


図3



図4

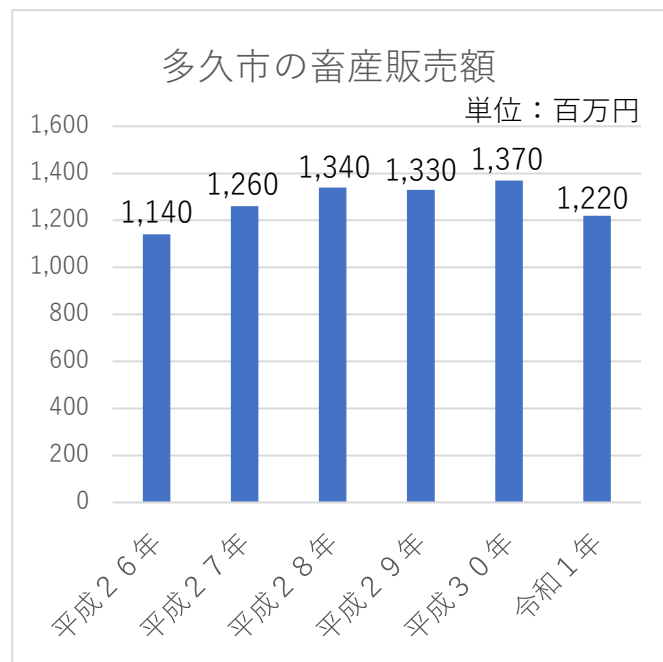


図1. 多久市の米販売額の推移

図2. 多久市の麦類販売額の推移

図3. 多久市の果実販売額の推移

図4. 多久市の畜産販売額の推移

資料：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」

② 農業従事者の高齢化や減少

販売農家における農業就業者の高齢化と減少が進んでいます。今後、高齢農業者の大量リタイアが見込まれるなど、担い手の急速な減少により、産地の維持や農地・農業用施設の適切な保全・管理等が課題となります。

図 5

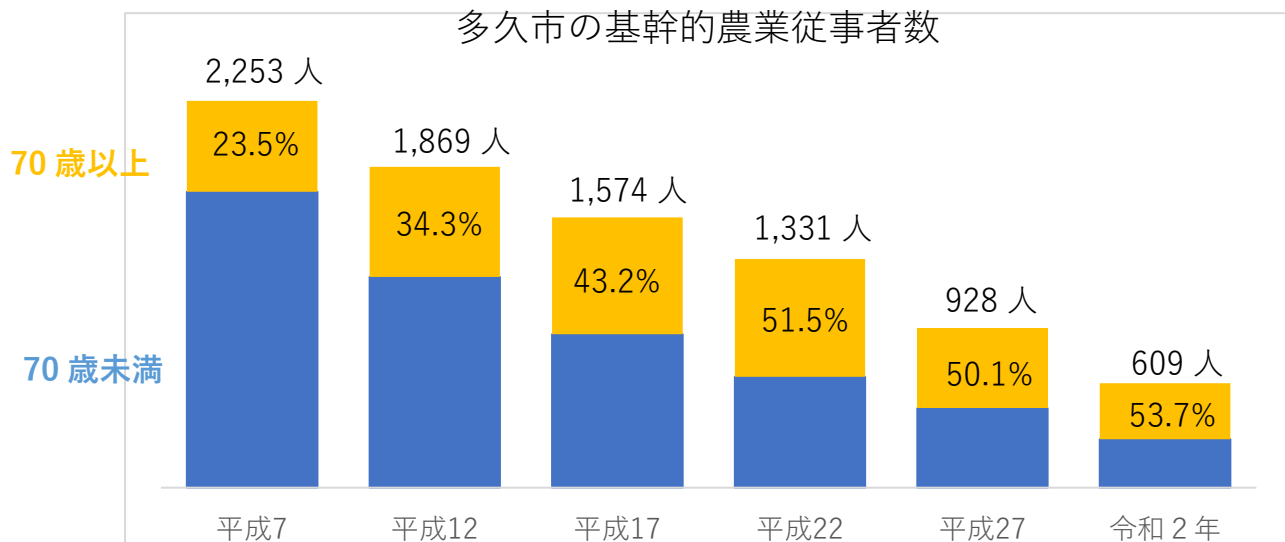


図 5. 多久市の基幹的農業従事者数の推移
資料：農林水産省「農林業センサス」

※基幹的農業従事者
農業就業人口（15歳以上の農家世帯員のうち、「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」）のうち、普段の主な状態が農業に従事していた者。

③ 耕作放棄地・遊休農地の増加

毎年、耕作放棄地・遊休農地^(※)が増加しており、それに伴い鳥獣被害も増加しています。

図 6

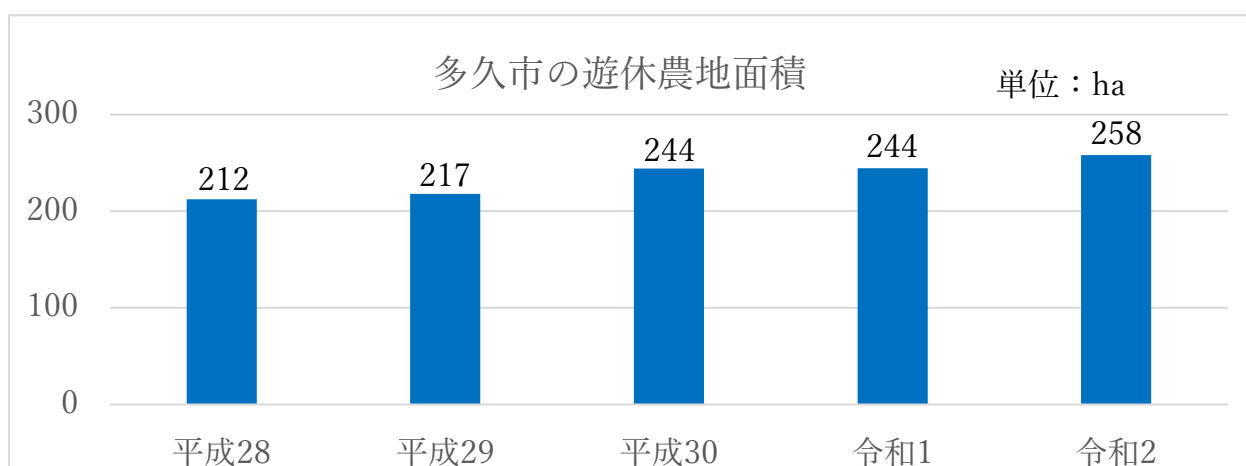


図 6. 多久市の遊休農地の推移 資料：多久市農業委員会「農地利用状況調査」

※遊休農地
再生利用が可能な農地。

第1章 食料・農業・農村を取り巻く情勢

(2) 国内外の主な情勢

① 農業分野における外国人材の受入れの増加

全国的な労働力不足を背景に、農業分野でも外国人労働者数が増加しており、そのほとんどが技能実習生によるものとなっています。

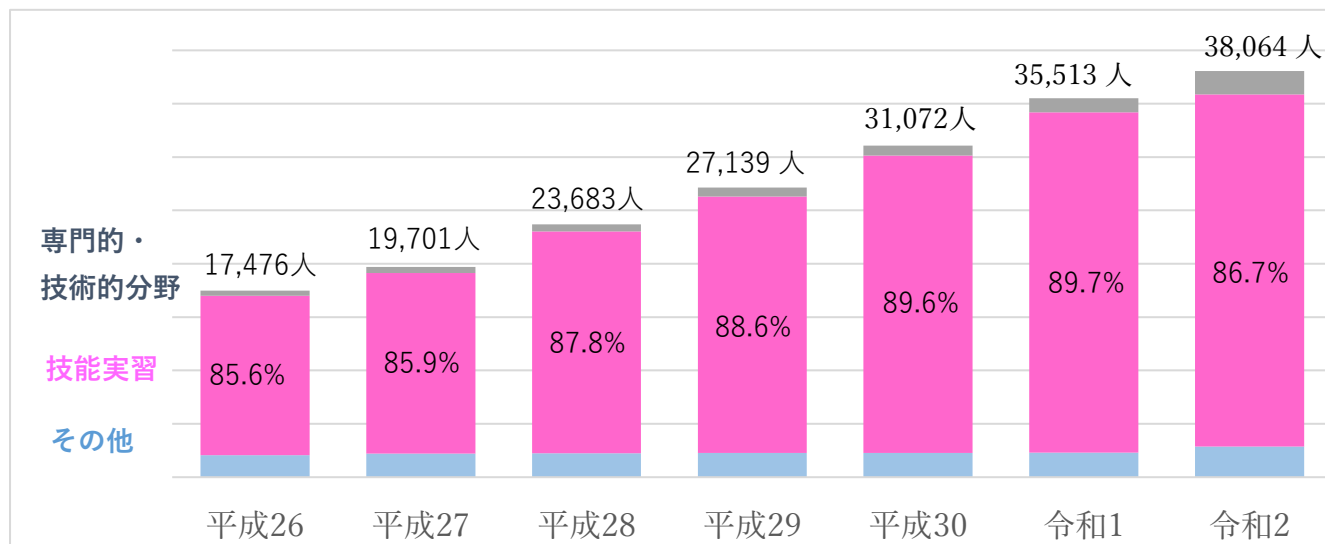


図1. 農業分野における外国人労働者数の推移

資料：農林水産省「農業分野における新たな外国人材の受入れについて」

② AI・IoT等の技術革新の進展

農業分野でもAI（人工知能）やIoT（あらゆるモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み）などの革新的技術の活用が進められており、今後、生産性の飛躍的な向上やロボットによる省力化などの実現が期待されます。



ドローンによる農薬散布

③ 労働力不足

少子高齢化の影響により生産年齢人口が減少しています。それに伴い、様々な業種において有効求人倍率が軒並み 1.0 倍を超えるなど、労働力不足が顕著になっています。

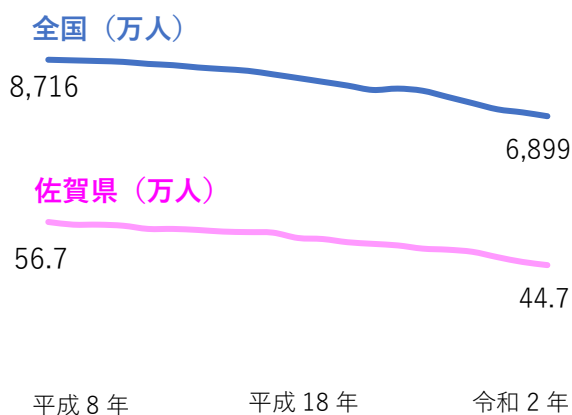


図 2. 生産年齢人口の推移
資料：総務省「労働力調査」

※生産年齢人口
15 歳以上 65 歳未満の人口

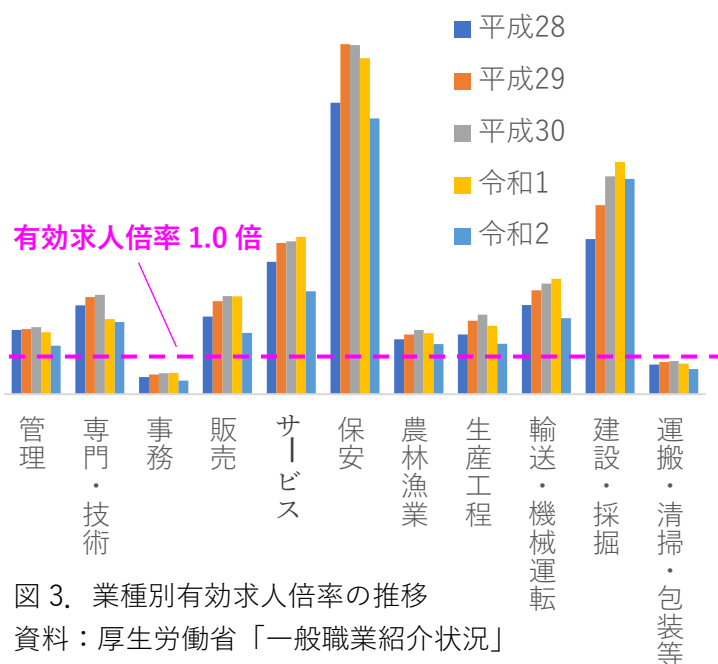


図 3. 業種別有効求人倍率の推移
資料：厚生労働省「一般職業紹介状況」

④ 消費者ニーズの多様化

社会構造や人々のライフスタイル等の変化を反映し、加工食品や総菜といった中食などへのニーズが高まってきています。また、加工・業務用野菜では、大ロットで定時・定量・定価格などの実需者ニーズに対応できる輸入野菜が円高の影響も受けて増加したことにより、国産の割合は減少傾向にあります。

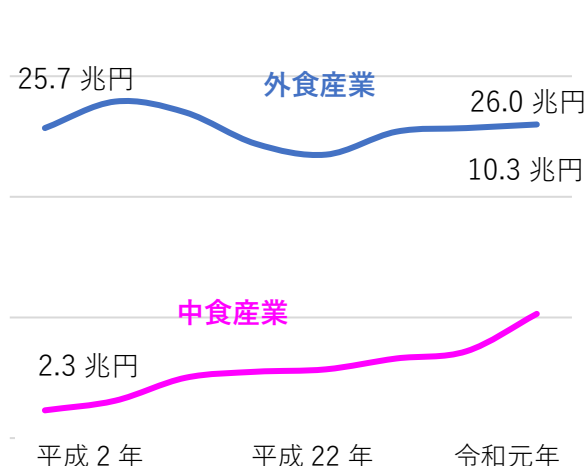


図 4. 外食・中食産業の市場規模の推移
資料：一般社団法人日本フードサービス協会
「外食産業市場規模推計」

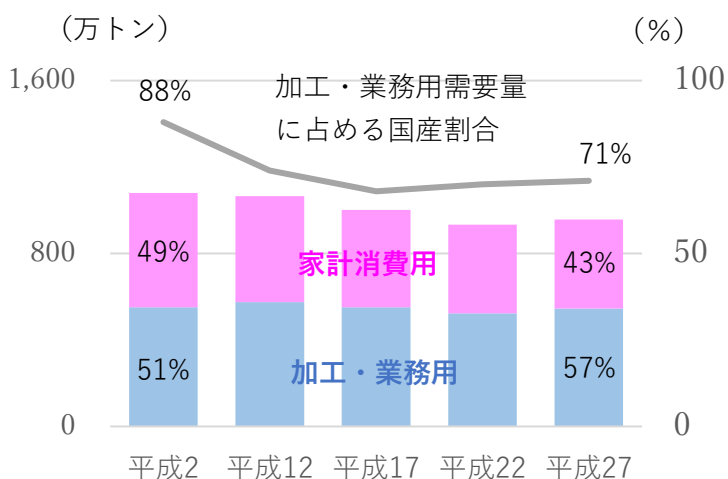
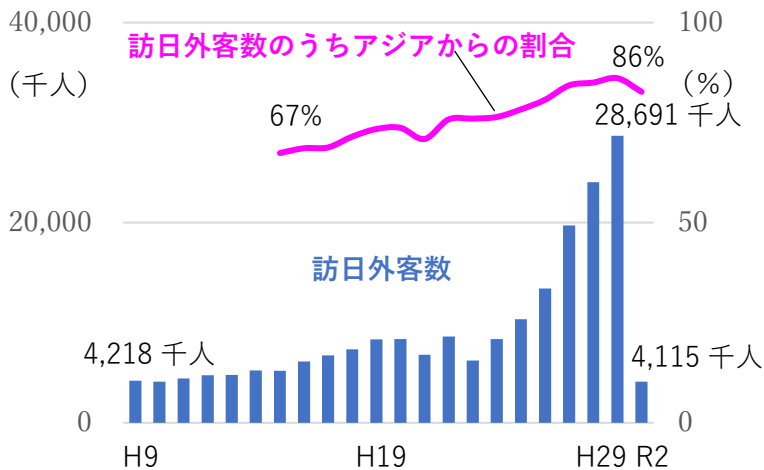


図 5. 野菜の用途別仕向量の推移及び加工・業務用需要量に占める国産の割合
資料：農林水産省「加工・業務用野菜を巡る現状」

⑤ 観光客などの外国人入国者の増加

「和食」のユネスコ無形文化遺産登録や 2020 年のオリンピック・パラリンピック開催決定等を契機に、日本への外国人入国者が急増し、それに伴い、農業分野でもインバウンドによる農業体験や農泊などのビジネスチャンスも拡大していました。しかし、コロナ禍の影響により今後の訪日外客数は不透明となっています。



※ユネスコ無形文化遺産

国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産保護条約に基づき登録される、人から人へ継承される芸能や祭礼、伝統工芸などのこと。

※コロナ禍

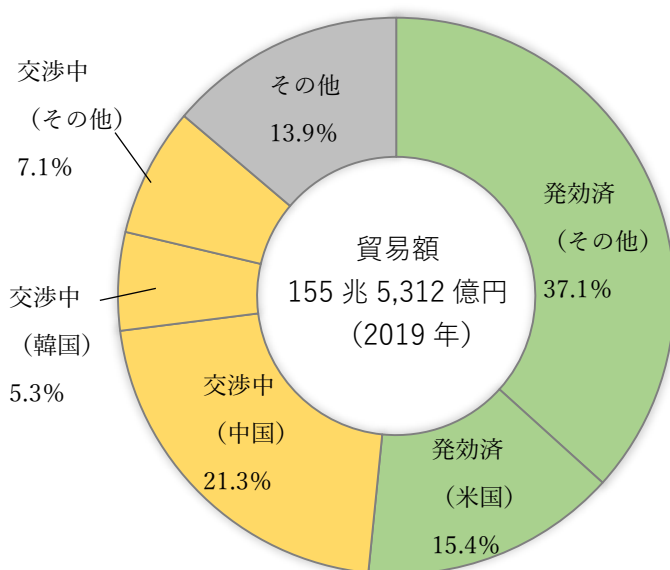
2019 年末からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行による災難や危機的状況のこと。

図 6. 訪日観光客の推移

資料：日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数」

⑥ 国際経済のボーダレス化の進展

我が国では令和 2 年 3 月現在、21 か国・地域との間で 18 の経済連携協定が署名・発効済となっています。また、現在、RCEP、日中韓 FTA 等の経済連携協定の交渉が進められており、今後、経済連携に向けた動きは更に進展していくものと考えられます。



※RCEP

ASEAN 加盟国 10 か国とその FTA パートナー国 6 か国が参加する、東アジアを中心とした広域経済連携協定の構想のこと。

※発効、交渉状況は 2020 年 3 月末時点

※小数第 2 位を四捨五入のため合計は必ずしも 100% とならない

図 7. 日本の F T A カバー率

資料：経済産業省「通商白書」

第1章 食料・農業・農村を取り巻く情勢

(3) 多久市農業の特徴

多久市農業の概要

多久市は、佐賀県のほぼ中央の内陸部に位置し、四方を山々に囲われた緑豊かな盆地を形成しています。市の中央部を西から東南へ流れる牛津川を中心に、東西に平坦部が開け水田等の耕地が所在し、背後はみかん園を中心とした里山を形成しています。

農業の形態は、米麦、果樹・畜産を基幹に複合経営で発展してきましたが、近年、所得の安定を図るため、施設園芸作物を導入する農家もあります。

農家戸数、農業従事者数、については減少を続けており、総農家数については、694戸（令和元年）、このうち販売農家数は541戸（令和元年）となっています。

総経営耕地面積については、1,160 ha（令和元年）となっており、このうち水田が77.5%を占め、米、麦、大豆については、需要に応じた米生産の推進、収量・品質の向上推進を図っています。

集落営農については、市内に5営農組合があり、現在は、経営品目の麦・大豆に米を含め、法人化に向けて取り組まれています。

果樹については、みかんやビワ、桃などの生産が盛んで、ビワと桃は、県内一の生産量を誇っています。樹園地の大半が傾斜地であるため、国・県単事業を活用した園内道路の整備、省力機械化等を推進しており、みかんにおいては、根域制限栽培団地を整備するなどブランドみかんの生産拡大、高品質な果実づくりに取り組まれています。



野菜については、昭和 58 年から始まった「佐賀農業産地づくり運動」を契機として、いちごをはじめ、アスパラガス、なす等が栽培されています。また、露地野菜として、玉ねぎや野菜うり等が栽培されており、中でも伝統野菜の青しまうりは、多久市特産「青しまうり漬」として全国に根強いファンを持っています。ほかにも、伝統野菜として、「女山大根」と「桐岡なす」があり、地域ブランドの確立に向け、取り組まれています。

畜産については、より安全・安心な食の供給という観点から国、県と連携しながら防疫体制の強化を図り、生産拡大と安定供給に努められています。



第2章 計画の目指す姿

担い手の減少、耕作放棄地や鳥獣被害の増加など、農業・農村を取り巻く環境がますます厳しくなっていく中で、将来にわたり農業・農村を持続的に発展させていくためには、地域力・収量・品質の向上や経営の規模拡大・多角化により所得向上を図るなど「儲かる農業」を確立し、それを実践する担い手を見て新たな担い手が続いていくような好循環を生み出していく必要があります。

特に所得向上については、高い収益が見込まれる園芸農業の推進が重要であり、生産者をはじめとして関係者が一丸となって「さが園芸生産 888 億円推進運動」に取り組む必要があります。具体的には、生産部会等が作成した「園芸産地計画」や根域制限栽培^(※)団地構想等の取り組みがあります。

また、農業分野のデジタル技術の活用に向けた取り組みとして、近年注目されている AI や IoT を活用するなどして、大幅な省力化技術や飛躍的な収量向上技術の研究開発が進められており、今後はこのようなスマート農業の推進が重要となってきます。

中山間地域では、少子高齢化による担い手の減少や耕作放棄地の増加などが平坦地域よりも進んでいることから、集落や産地の維持・発展に向けた話し合いを促進することにより、課題の抽出やビジョンの作成・実現に向けて、関係機関と連携しながら着実に取組を推進していく必要があります。

このようなことから、今後の農業・農村の振興に当たっては、専業農家の方はもちろん、それ以外の中小・家族経営の農家の方や兼業農家（半農半 X^(※)）の方などをはじめ、市民の皆さん（消費者）や、農業団体などと一体となって取り組み、

「良好な農業生産基盤が整備され、農業経営者が効率性や生産性の高い農業を営むことができるまちを目指します。また、農業経営の持続性の確保と自立的で発展的な好循環の実現を目指します。」



※根域制限栽培

防根シートで隔離された培地に樹を植栽することで、養水分吸収を適正範囲に制御しながら品質を向上させる栽培方法のこと。

※半農半 X

農業と他の仕事（“X”）を組み合わせた働き方のこと。

第3章 施策の展開方向

I 発展的な農業の確立

1 発展的な農業経営体の創出

(1) 競争力のある農産物づくり

① 農産（米・麦・大豆）

【現状】

- ・ 主食用米については、国の米政策の見直しにより、平成30年産から行政による米の生産数量目標の配分がなくなり、生産者が自ら経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産・販売が行われる新しい仕組みとなりました。最近の米の需要動向は、米消費減少に加え、コロナ禍の影響による消費減退で飽和状態であり、全国的な生産調整強化が行われています。
- ・ 麦の作付面積は、年次変動はあるものの、増加傾向にあります。しかし二条大麦は、ビール向け原料の需要減等により実需者在庫が過剰となっています。
- ・ 平坦地域については、これまで推進してきた大豆が転作の多くを担ってきました。しかし最盛期では100ha近くあった作付けが減少傾向にあり、代わって飼料用米やWCS用稲を中心とした新規需要米が定着しつつあります。
- ・ 平坦地域では農地の集積は進んでいますが、多くの農地は未だに分散しています。また、中山間地域では、農業者の高齢化や減少が著しく、農地や農作業の受け皿となる担い手や組織が不足している状況にあります。

【課題】

- ・ 平成30年産から国からの米の生産数量目標もなくなり、需要に応じた米づくりが求められています。
- ・ 消費者や実需者^(※)が求める品質に優れた米・麦・大豆を安定的に生産していく必要があります。
- ・ 平坦地域の転作を担う大豆については、湿害、連作障害、気象条件の変化等による低反収が続いています。
- ・ 中山間地域では農地や農作業の受け皿となる担い手や組織の育成が必要です。

【展開方向】

- ・ 消費者や実需者をより一層意識した選ばれる米・麦・大豆づくりを推進します。
- ・ 担い手の経営基盤強化と水田フル活用による効率的で安定的な生産体制の確立を推進します。
- ・ スマート農業技術等による省力栽培技術の普及を推進します。

※実需者

米の卸売業者や小麦の製粉会社、豆腐製造業者など、米・麦・大豆を取り扱う流通業者や加工製造業者のこと。

【主な具体的取組】

消費者や実需者をより一層意識した選ばれる米・麦・大豆づくり

- ・ 「さがびより」「夢しずく」などの米の食味ランキング特A継続のための栽培技術の普及・定着の推進
- ・ 麦や大豆の高品質・安定生産のための栽培技術の普及・定着の推進
- ・ 共同乾燥調整施設の再整備・再編や色彩選別機などの導入による高品質・安定供給体制の整備の推進
- ・ 消費者や実需者のニーズを踏まえた新たな品種の導入や生産拡大
- ・ 水田活用の直接支払交付金による支援等も活用し、市農業再生協議会が行なう需要に応じた生産の推進
- ・ 多収品種の導入検討
- ・ 収量向上に資する土づくりの推進

担い手の経営基盤の強化と効率的で安定的な生産体制の確立

- ・ 水田をフル活用し、主食用米に需要のある大豆、麦、飼料用米等を適切に組み合わせた生産の推進
- ・ 水稻の短期苗育苗技術や直播栽培技術、大豆の不耕起播種技術等の導入推進
- ・ 大規模農家や集落営農組織の農地の集積や交換による集約化の推進
- ・ 中山間地域における集落営農法人や農作業受託組織、広域的な組織の設立の推進
- ・ 作付けの連坦化・団地化の推進



収穫期を迎えた二条大麦

第3章 施策の展開方向

② 園芸（野菜・果樹・花き）

【現状】

〈露地野菜〉

- ・ たまねぎ、ブロッコリー、野菜うり、露地なすやその他に伝統野菜として青しまうり、女山大根、桐岡なすなどが作付けされています。
- ・ 水田では、米、麦、大豆が主に作付けされていることから、露地野菜の作付けは少ない状況です。
- ・ 畑地に比べて排水性が悪い水田では、露地野菜の生産が難しい状況にあります。
- ・ たまねぎ、ブロッコリー・青しまうり・露地なすの4品目については、地域振興作物として、産地交付金により産地化に向けた支援を行っております。

〈施設野菜〉

- ・ いちご、アスパラガス、なすなどの施設野菜が栽培されています。
- ・ 燃油やハウス部材、肥料などの生産資材価格の高騰によるコスト増などで、収益性が低下しており、経営面積は縮小傾向にあります。
- ・ いちごについては、20年ぶりの新品種「いちごさん」が平成30年産からデビューし、「さがほのか」からの切替えが進んでいます。

〈果樹〉

- ・ 中山間地域を中心に、露地みかん、ハウスみかん、中晩生かんきつ、桃、梨、ビワ、ウメ等の地域特性に応じた産地が形成されています。
- ・ 当産地の基幹作物は、温州みかんであり、適地適作の中で品質も良く、高い評価を受けています。中晩生かんきつは、不知火、はるみ等優良品種への転換が進み、施設、露地栽培とも高い評価を得ています。香酸柑橘類や落葉果樹は、立地条件を活かし、レモン・桃・スモモ・梨・ビワ・ウメ等を複合経営の一端として振興をはかっています。
- ・ 果樹農家数は、減少傾向にあり、特に生産の主体と期待される主業農家が高齢化と後継者不足を主因に大きく減少しています。

〈花き〉

- ・ バラ、キク等の切り花や花苗などが栽培されています。
- ・ 生産資材価格の高騰などにより、農家経営の収益性が低下しています。
- ・ 生活様式の変化等により花きの需要が減少しています。

【課題】

〈共通〉

- ・ 園芸作物は、高収益が見込める作物ですが、重労働や人手不足により作付面積が伸び悩んでおり、作業の効率化や労働負担の軽減が図られるよう施設の整備等を推進する必要があります。
- ・ 高品質化や低コスト化を進め、生産者の収益性向上を図る必要があります。
- ・ 担い手の経営体質の強化や、産地を支える新たな担い手を確保する必要があります。

〈露地野菜〉

- ・ 水田における露地野菜の生産拡大を図るためには、集落営農法人や個別経営体等において、米、麦、大豆の作付体系に新たに露地野菜を組み入れていく必要があります。
- ・ 露地野菜を安定的に生産、出荷するためには、需要の把握から、契約、生産、出荷、販売に至るまで、全体的な調整を行いながら計画的に進めていく必要があります。

〈施設野菜・果樹・花き〉

- ・ 生産資材価格等が高止まりする中で今後も農業経営を継続していくためには、低コスト化を図り、収益性を高める必要があります。

〈果樹〉

- ・ 意欲ある担い手に優良園地を集積する必要があります。

〈花き〉

- ・ 消費者ニーズに即した花きを効率よく安定的に生産・供給していく必要があります。

【展開方向】

〈共通〉

- ・ 収益性を高めるため、省力化や機械化により面積拡大を図り、収量・品質の向上や低コスト化を推進します。
- ・ 就農サポートや経営継承等により産地を支える新たな担い手の確保・育成に取り組み、産地の維持・発展につなげます。

〈露地野菜〉

- ・ 集落営農組織や個別経営体等への露地野菜の作付を推進します。
- ・ 加工・業務用需要に対応するため、広域に連携した計画的かつ安定的な生産・販売体制の整備を進めます。

〈施設野菜〉

- ・ 統合環境制御技術など最先端技術の普及を進めます。

〈果樹〉

- ・ 改植事業を活用した優良品種の普及・拡大や根域制限栽培等の導入による高品質果実の生産拡大、省力機械・技術の導入による省力化や低コスト化を推進します。
- ・ 優良園地の担い手への集積や園地基盤整備などの取組を進めることで生産性の向上を図ります。

〈花き〉

- ・ 産地間競争に負けない花づくりや露地花きの作付を推進します。

【主な具体的取組】

〈共通〉

収量・品質の向上や低コスト化の推進

- ・ さが園芸生産 888 億円推進事業に基づいて、生産部会等が策定する「園芸産地計画」に沿った園芸振興の取り組みを支援し、省力化機械・装置の導入や施設整備の推進

最先端技術の普及推進

- ・ 労働環境の向上や農作業の効率化・省力化などのために、スマート農業^(※)の導入の推進

産地を支える新たな担い手の確保・育成

- ・ 就農サポートや経営継承等による新規就農者の確保・育成
- ・ 雇用の導入による規模拡大や法人化を目指す経営体の育成



ドローンによる農薬散布

※スマート農機

A I ・ I o T 等により自動走行や生育データの収集などが可能な農業機械のこと。

〈露地野菜〉

集落営農法人や個別経営体等への露地野菜の作付の推進

- ・ 米、麦、大豆の作付体系に導入しやすい露地野菜の作型の提案
- ・ 水田の汎用化^(※)のための暗渠排水等の整備の推進
- ・ 安定生産に向けた土づくりの推進
- ・ 伝統的農産物の振興を図るとともに、栽培されている在来種等伝統野菜の保存・伝承に努める
- ・ 関係機関と連携を図り多久市にあった品目等について検討
- ・ 地域振興作物4品目（たまねぎ、ブロッコリー・青しまうり・露地なす）の作付の推進

広域に連携した計画的かつ安定的な生産・販売体制の整備

- ・ 農協、加工業者、県等による計画・安定出荷に向けた体制の整備
- ・ 計画的な出荷のための複数の生産者が広域に連携した生産の推進
- ・ 安定した販売先の開拓と契約栽培の推進

〈施設野菜〉

収量・品質の向上や低コスト化の推進

- ・ 「さがほのか」から新品種「いちごさん」への切替えの推進
- ・ 園芸ハウスの低コスト化に向けた離農者ハウスの継承や施設リースの検討
- ・ ハウス内環境測定装置の導入による「見える化」の推進

〈果樹〉

果実の高品質化や省力・低コスト化の推進

- ・ マルチ栽培や根域制限栽培並びにジョイント仕立て栽培^(※)などの、省力化や高品質果実生産が可能な栽培技術の導入推進

優良園地の集積や園地基盤整備等の推進

- ・ 傾斜の緩和や園内道整備等の園地基盤整備による生産性の向上
- ・ 優良な園地の荒廃を未然に防ぐとともに、若い担い手等へ流動化、園地集積を推進。

〈花き〉

産地間競争に負けない花づくりと新規作付の推進

- ・ 優良品種の導入やホオズキなどの露地で栽培しやすい品目の作付推進

担い手の経営体質の強化

- ・ 環境制御装置の導入推進

※水田の汎用化

水田に排水路や暗渠を整備することで、水田でも麦、大豆、露地野菜などの畑作物を栽培できるようにすること。

※ジョイント仕立て栽培

神奈川県で開発された、樹と樹をつなげて早期成園化を目指す栽培法のこと。苗を密植で植えるため成園化が早く、未収益期間を短縮できるとともに、樹形が単純化されて整枝剪定が容易になる等の効果がある。

第3章 施策の展開方向

③ 畜産

【現状】

- ・ 畜産物の価格は比較的堅調に推移しておりますが、依然として肥育素牛価格や配合飼料価格が高値で推移していることから、畜産経営の環境は厳しい状況にあります。
- ・ 畜産農家の多くが高齢であり、農家戸数は減少傾向にあります。
- ・ 現在の佐賀県食肉センター（食肉処理施設）は老朽化が進み、また、輸出対応施設として認定されていませんでしたが、新たな佐賀県食肉センターが令和5年度の完成に向けて建設中です。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザが県内で発生（H27.1月、H29.2月）しており、豚熱が国内で発生しています。

【課題】

- ・ 生産コストの低減、生産性向上の取組等を一層強化する必要があります。
- ・ 高品質な県内畜産物の需要を拡大するため、国内外の市場や実需者が求める高度な食肉処理が可能となる施設が必要であります。
- ・ 悪性の家畜伝染病を発生させないよう農場の防疫対策を徹底し、万一発生した場合は、まん延を防止するため迅速な防疫措置を講じる必要があります。

【展開方向】

- ・ 肉用牛の繁殖基盤を強化します。
- ・ 高品質な畜産物の生産とコストの低減、生産性の向上を推進します。
- ・ 高度な衛生管理を備え、輸出にも対応可能な食肉処理施設整備を推進します。
- ・ 新たに整備される食肉処理施設を核とした畜産振興を図ります。
- ・ 悪性の家畜伝染病の防疫対策を徹底します。



県産種牛「誠華山」

【主な具体的取組】

肉用牛繁殖基盤の強化

- ・ 繁殖農家の規模拡大や繁殖肥育一貫経営^(※)の取組推進

高品質化・生産性向上・低コスト化等の取組

- ・ A I、I o T等の先端技術を活用した省力化機械の導入推進
- ・ 暑熱対策など飼養環境改善による生産性向上の取組推進
- ・ W C S（稲発酵粗飼料）専用品種の普及等による自給飼料の生産拡大と利用推進

輸出可能な食肉処理施設の整備

- ・ 佐賀県とともにE U、米国等への輸出が可能な牛処理施設やH A C C P^(※)を基本とした高度な衛生管理ができる豚処理施設の整備の推進

家畜伝染病防疫対策の強化

- ・ 鳥インフルエンザや豚熱等の病原体の農場侵入防止のための飼養衛生管理基準の遵守徹底
- ・ 万一の発生に備えた危機管理体制の整備の推進
- ・ 新たな食肉センターの稼働による人流や物流の増加に対する、家畜伝染病拡散対策の強化

※繁殖肥育一貫経営

子牛価格変動の影響を緩和し経営の安定化を図るために、繁殖（肥育素牛の生産）と肥育（肥育素牛を仕入れて肉牛として出荷するまでの育成）を1つの経営体で一貫して行う経営のこと。

※H A C C P

食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因を分析し、それを最も効率よく管理できるよう連続的に管理して安全を確保する管理手法のこと。

第3章 施策の展開方向

(2) 安全・安心な農畜産物の生産システムの推進

【現状】

- ・ 農薬や動物用医薬品、飼料等の適正な使用と使用履歴の記帳の推進、米や牛肉のトレーサビリティ・システムの実施、農産物の生産工程を管理するGAP^(※)の取り組みの推進により、安全・安心な農畜産物の生産システムが浸透しつつあります。
- ・ 有機栽培等の環境保全型農業^(※)は、一般的な農業と比べて、収量、品質が不安定となる傾向があります。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザが県内で発生（H27.1月、H29.2月）しており、豚熱が国内で発生しています。

【課題】

- ・ 農産物に対する消費者の信頼を一層高めていくためには、安全・安心な農産物の生産に今後とも取り組む必要があります。
- ・ 有機栽培等の環境保全型農業に取り組む農家の経営安定を図る必要があります。
- ・ 悪性の家畜伝染病を発生させないよう農場の防疫対策を徹底し、万一発生した場合は、まん延を防止するため迅速な防疫措置を講じる必要があります。

【展開方向】

- ・ 農薬等の使用履歴記帳の徹底や使用済農業用プラスチックの適正処理、農産物の生産工程を管理するGAPの取り組みを推進します。
- ・ 環境負荷が少なく持続性の高い環境保全型農業の取り組みを推進します。
- ・ 悪性の家畜伝染病の防疫対策を徹底します。

【主な具体的取組】

農薬等の適正使用とGAPの取組拡大

- ・ 農薬等の適正使用の徹底と生産者に対する啓発や情報提供
- ・ 使用済農業用プラスチックの適正処理を進めるため処理費用の一部を助成
- ・ GAPの取り組み拡大に向けた研修会等の参加及び啓発や国際水準GAPの認証取得の推進

環境保全型農業の取組推進

- ・ 消費者に対する環境保全型農業の理解促進
- ・ 環境保全型農業に取組まれる農業者に対して、環境保全型農業直接支払交付金を助成
- ・ わらのすき込みや堆肥施用等による環境に配慮した土づくりの推進

家畜伝染病防疫対策の強化

- ・ 鳥インフルエンザや豚熱等の病原体の農場侵入防止のための飼養衛生管理基準の遵守徹底
- ・ 万一の発生に備えた危機管理体制の整備の推進

※GAP（農業生産工程管理）

農産物を作る際に適正な手順やモノの管理を行い、食品安全や労働安全、環境保全等を確保する取組のこと。

※環境保全型農業

土づくりを基本として、化学肥料と化学合成農薬の使用を低減し、環境への負荷を低減する農業（有機栽培や特別栽培など）のこと。

第3章 施策の展開方向

（３）農産物のブランド力の向上と販路の拡大

【現状】

- ・ 佐賀牛やハウスみかん、いちご等は、国内市場で一定の評価を受け、ブランド化が図られています。
- ・ 果樹や野菜では、「みかん」や「桃」、「ビワ」、「いちご」、などがあります。
「桃」と「ビワ」については、県内一の生産量となっています。
また、伝統野菜として「女山大根」や「青しまうり」、「桐岡なす」があります。
- ・ 中山間地域での米づくりによる「棚田米」があります。
- ・ 全国でも農産物のブランド化や輸出拡大が進展していることから、国内外ともに産地間競争が厳しさを増しています。
- ・ 直接消費者へ農産物が届くなど、ますます消費者との繋がりが重要となってきています。

【課題】

- ・ 国内外の厳しい産地間競争に勝ち残っていくためには、多久産農産物の付加価値を高め、更に認知度を高めブランド力に磨きをかけていく必要があります。

【展開方向】

- ・ 国内外における認知度やブランド力の更なる向上に向けて取り組みます。
- ・ 国内の大都市圏を中心に販路の拡大を図ります。
- ・ 地産地消に対する意識向上に向けた取り組みを継続します。
- ・ 農産物のブランド化に向けた取組を支援します。
- ・ 農商工連携や6次産業^(※)化の取り組みを支援します。

【主な具体的取組】

国内外における認知度やブランド力の更なる向上

- ・ 多久産農産物全体のブランドイメージの更なる向上のため、各種メディア、SNS を活用した情報の発信
- ・ 伝統野菜の地域団体商標^(※)や地理的表示（GI）^(※)等の登録支援

地産地消の取り組み

- ・ 食育として学校給食への提供拡大を農産物直売所の「たくさん館」や「幡船の里」などを活用した推進
- ・ 農産物直売所の活動支援
- ・ ふるさと納税の返礼品として多久産農産物を活用推進

販路の拡大

- ・ 商談会や販売イベント等への農産物や加工品の出店支援

農商工連携や6次産業化の推進

- ・ 農商工連携や6次産業化を推進し、付加価値のある商品開発など農業経営の多角化を支援

※6次産業

1次、2次、3次産業を融合することで形成される新しい産業のこと。生産者（1次産業）が加工（2次産業）と流通・販売（3次産業）にも業務展開している経営形態をいう。

※地域団体商標

地域名と地域特産の商品名からなる商標のこと。

※地理的表示（GI）

地域の伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている商品の名称のこと。地理的表示保護制度により知的財産として登録・保護される。

第3章 施策の展開方向

(4) 農業生産基盤の整備

【現状】

- ・ 農業用水が安定的に確保された地域が広がりつつありますが、農業用水を河川とため池に依存していることにより、軽度の干ばつ時でも水が不足し営農に支障をきたしています。
- ・ 農業水利施設等の老朽化により機能低下が進み、維持管理に係る労力や経費が増大しています。
- ・ 農家の減少に伴い、農業水利施設等の維持管理費に対する農家の負担が増加し、適切な施設管理が困難になりつつあります。
- ・ ほ場整備後、期間が経っている地域において、排水不良な農地があります。

【課題】

- ・ 農業用水の安定供給のためには、農業水利施設等の整備を進める必要があります。
- ・ 老朽化した農業水利施設等の適期・適切な補修及び更新整備を行う必要があります。
- ・ 農業水利施設等の維持管理に係るトータル経費の低減に向けた取組を進める必要があります。
- ・ 農地の汎用化や区画化など、担い手のニーズに合った基盤を整備する必要があります。

【展開方向】

- ・ 農業用水の安定確保や施設の適切な管理を推進します。
- ・ 県営かんがい排水事業（多久導水路地区、羽佐間水道地区）を推進します。
- ・ 水田の汎用化に必要な暗渠排水の整備を推進します。
- ・ 担い手への農地の集積・集約に必要となる農地整備を推進するとともに、農業水利施設等の管理の効率化に向けた整備を推進します。

【主な具体的取組】

農業用水の安定確保

- ・ 農業水利施設等の補修・更新
- ・ 国営筑後川下流土地改良事業により完成した幹線水路から、各受益農地へ農業用水を送水する末端施設の整備

水田の汎用化の推進

- ・ 園芸作物の作付拡大や生産性向上に向けた暗渠排水の整備推進

農地・農業水利施設の効率化

- ・ 担い手への農地の集積・集約に向けた耕作条件の整備及び農地整備の推進

農村の生活環境基盤の整備

- ・ 多面的機能支払制度を活用した地域ぐるみでの農地や水路、農道等の農業用施設の維持保全活動や、長寿命化に向けた取組に対する支援の実施



農業用水の安定確保(多久揚水機場)

第3章 施策の展開方向

2 次世代の担い手の確保・育成

(1) 担い手の確保・育成や多様な人材の農業への参画推進

【現状】

- ・ 最近の新規就農者数は、年間数名程度であり、その就農形態は、他産業に従事後、就農を希望する人がほとんどです。
- ・ 平坦地域では、集落営農組織と大規模経営農家が水田面積の大部分を担う生産構造が進んでいます。
- ・ 担い手不足などの課題を抱えながらも、集落営農の法人化に向けた取組は進んでいません。
- ・ 中山間地域では、農地や農作業の受け皿となる担い手が不足しています。
- ・ 経営発展に意欲のある農業者や組織は、規模拡大、雇用型経営、新規品目の導入、経営の多角化に取り組んでいます。
- ・ 人口減少に伴い農業においても労働力不足が深刻化していますが、一部では外国人労働者や福祉作業所の人員等によって労働力を確保しているところも見られます。
- ・ 中小・家族経営や兼業農家など多様な経営体による地域の下支えがあります。

【課題】

- ・ 新規就農者については、将来にわたって、農業を支える担い手として確保・育成していく必要があります。
- ・ 集落営農の法人化を進めていく必要があります。
- ・ 地域の実情や課題に応じた農地や農作業の受け皿づくりを進める必要があります。
- ・ 将来にわたって業を支える担い手の経営力を一層強化する必要があります。
- ・ 中小・家族経営や他産業に就きながら農業ができる兼業農家（半農半X）や女性など、多様な人材が、農業に参画できるように進める必要があります。

【展開方向】

- ・ 親元就農はもとより、新規就農者の確保・育成に取り組めます。
- ・ 農地の受け皿となる集落営農組織の法人化への推進を支援します。
- ・ 農業法人や雇用型経営体などの高い経営力を持つ農業者等の育成を推進します。
- ・ 農村ビジネス^(※)に取り組む農業者等を支援します。
- ・ 中小・家族経営や兼業農家（半農半X）、女性などの多様な人材が農業に参画できるよう推進します。

※農村ビジネス

農産加工品の開発・製造や農産物直売所、農業体験・観光農園、農家レストラン、農家民宿などの農山漁村にある資源・魅力を活かしたビジネスで、生産者の所得向上と地域の活性化を目指す取組のこと。

【主な具体的取組】

新規就農者の確保・育成

- ・ 就農相談窓口や定住促進フェアなどでの就農PRを通じた新規学卒、Uターン^(※)、定年退職者など幅広いルートからの就農促進
- ・ 農業に関心のある社会人等を対象とした就農セミナーの等の情報発信
- ・ 新規就農者に対する農地あっせん体制の整備や、施設・機械の継承に向けた仕組みづくり等の推進
- ・ 農業次世代人材投資事業による農業経営技術の習得や経営安定のための支援
- ・ 就農希望者がスムーズに相談できるよう、新規就農相談に関する総合窓口（ワンストップ窓口）の設置

集落営農の法人化

- ・ 集落営農の法人化へ向けた取り組みの支援

高い経営力を持つ農業者等の育成

- ・ 農業所得の向上と農業経営の安定化を実践するモデル経営体の育成
- ・ 経営発展に意欲的な農業者を対象としたスキルアップ研修の斡旋
- ・ 農村ビジネスに取り組む農業者等の支援

多様な人材の農業への参画推進

- ・ 中小・家族経営や兼業農家（半農半X）の支援
- ・ 女性農業者の各種研修会への参加促進
- ・ 農福連携^(※)による農業への参画推進
- ・ 外国人材の活用推進

※Uターン

Uターン、Iターン。Uターンは地方から都市へ移住した後、再び地方へ移住すること。

Iターンは都市から地方へ移住すること。

※農福連携

障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組のこと。

第3章 施策の展開方向

(2) 優良農地の確保・集約

【現状】

- ・ 担い手への農地の集積率は耕作面積 1,420ha に対して 45.1%（令和 2 年 3 月末時点）となっています。
- ・ 平坦地域では、認定農業者や集落営農組織などへの農地の集積は進んでいますが、多くの農地は未だに分散しています。また、中山間地域では、農家の高齢化や減少が著しく、農地や農作業の受け皿となる担い手が不足していることから、農地の集積が進んでいない状況です。
- ・ 農家の減少に伴い、農業施設等の適切な維持管理が困難になりつつあります。
- ・ 中山間地域（樹園地を含む）では基盤整備が不十分な農地を中心に耕作放棄地となっています。

【課題】

- ・ 認定農業者や集落営農組織について、より効率的な生産体制を構築していく必要があります。
- ・ 中山間地域では、営農の継続と優良農地の担い手への円滑な継承を進める必要があります。

【展開方向】

- ・ 農地の利用権の交換などを図り、担い手への農地の集積・集約を進めるとともに、農業施設等の維持管理の効率化を図ります。
- ・ 生産性向上のため農地の改良に向けた取組等を推進します。
- ・ 地域の優良な農地について、担い手への円滑な継承を進め、耕作放棄地の発生防止と再生利用を図ります。

【主な具体的取組】

担い手への農地の集積・集約の推進

- ・ 農業委員会、農協等の関係機関・団体等との連携による担い手への農地集積の推進
- ・ 農地の受け皿となる集落営農組織の法人化の推進
- ・ 農地中間管理機構の活用推進
- ・ 農地集約に伴う農業水利施設の再編整備の推進
- ・ 生産性向上に向けた畦畔除去等の耕作条件の整備及び農地整備の推進

地域の優良な農地の継承及び耕作放棄地の発生防止と再生利用の推進

- ・ 中山間地域における農作業受託組織等の推進
- ・ 農地のゾーニング^(※)による林地などへの利用推進
- ・ 農業委員会による農地パトロールや農地相談活動の強化
- ・ 農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用

※農地のゾーニング

農業者の意向やほ場条件などを踏まえて、営農活動を継続する農地と、今後は営農活動を行わない農地の選別を行うこと。

第3章 施策の展開方向

Ⅱ 活力ある農村の実現

1 農村地域の振興

(1) 中山間地域農業対策の推進

【現状】

- ・ 中山間地域では、米・果樹・畜産・園芸などの複合経営に取り組まれています。
- ・ 農地や農作業の受け皿となる担い手が不足しており、農地が不整形な上に狭小であるなど、平坦地域と比べて不利な生産条件となっています。
- ・ 集落で今後の方向性を話し合う場がほとんど見られない状況です。

【課題】

- ・ 中山間地域の集落や産地において、現状をどう変えていくかについての話し合いを行い、地域自らが設定した目標の実現に向けて、できることから実践していく必要があります。
- ・ 中山間地域の農業生産を維持するための仕組みづくりを進める必要があります。
- ・ 一枚の圃場が不整形や狭い農地については、農作業の効率化や安全性を確保する必要があります。
- ・ 平坦部と比べて厳しい環境にあっても、生産活動が維持され、所得の向上を図る必要があります。
- ・ 農業体験などを通じ農村や農業について理解を深めてもらう必要があります。

【展開方向】

- ・ 中山間における課題の抽出やビジョンの作成、産地計画の策定を推進します。
- ・ 中山間地域におけるビジョンや産地計画の達成に向けた取組を支援します。
- ・ 中山間地域の特色を生かした農業を展開し、生産者の所得向上を図ります。
- ・ 都市と農村の交流を支援します。



集落での話し合いの様子

【主な具体的取組】

集落等での話合いやビジョンづくり等の推進

- ・ アンケート調査や地域の点検活動^(※)を通じた現状把握と課題抽出
- ・ 将来にわたって守るべき優良農地を抽出（農地のゾーニング）
- ・ 課題の解決手段や目標を実現するための方策の検討
- ・ 「農業・農地の維持」や「所得向上」などを目指す集落や産地における話合いやビジョン・産地計画づくりの推進

ビジョン達成に向けた取組の支援

- ・ 中山間地域等直接支払制度等の利用推進
- ・ 農地や農作業の受け皿となる機械利用組合や農作業受託組織など中山間地域等における効率的な生産体制の確立の推進
- ・ 作業効率の向上や軽労化のための畦畔除去等の小規模な基盤整備やそれと一体的に整備する農道・用排水路などの施設整備の推進

中山間地域の特色を生かした農業の展開による所得向上

- ・ 地域の果樹農業を担う経営者への優良園地の集積の推進
- ・ 中山間地域の気候を活かした新たな作物の検討
- ・ 「棚田米」などこだわりや特色のある米づくりなどの推進
- ・ 中山間地域の資源を活かした観光・体験農園などの農村ビジネスの推進

都市と農村の交流の支援

- ・ 中山間地域における農作業体験などを通じた消費者との交流支援
- ・ 棚田地域保全活動、棚田ボランティア活動への支援



平野地区の棚田ボランティア活動の様子

※点検活動

集落の現状や課題を整理するために行う集落内の見回りや住民の家族構成や今後の意向などに関する聞き取り調査のこと。

第3章 施策の展開方向

(2) 有害鳥獣被害対策の推進

【現状】

- ・ 有害鳥獣による農作物への被害は、依然として、中山間地域を中心とした農業生産に影響を及ぼしています。
- ・ イノシシによる農作物被害は、侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵^(※)等）の整備延伸や捕獲活動の着実な実施等により H29 年度より減少してきていましたが、R2 年度に被害が増加しました。
- ・ カラスやカモ、アナグマ・アライグマなどの中型哺乳類、サルなどの対策が難しい鳥獣の被害が依然として発生しています。
- ・ 多久小城地域有害鳥獣広域駆除対策協議会を設置し、鳥獣被害防止対策事業を活用しながら、侵入防止柵の設置普及、箱ワナの整備を行い、有害鳥獣の捕獲を重点的に行っています。また、鳥類対策においては、一斉駆除を行うなどの対策を実施してきています。

【課題】

- ・ 有害鳥獣による農作物被害を減らすためには、引き続き、鳥獣の種類や被害状況等に応じ、集落や部会などで地域を挙げて「棲み分け対策」と「侵入防止対策」、「捕獲対策」に取り組む必要があります。
- ・ 捕獲者の高齢化のため、捕獲の担い手の育成を推進していく必要があります。
- ・ 捕獲機材（箱ワナ）の整備を行い、捕獲の継続を目指していく必要があります。
- ・ サルは、侵入防止方法も限られており、効率的な追払い、捕獲等の対策を行なう必要があります。
- ・ 侵入防止柵を設置した圃場において、雑草等の管理が行き届いていない圃場や未設置の圃場では、イノシシやその他野生動物の侵入を防ぐ取り組みが必要です。

【展開方向】

- ・ 地域ぐるみでの被害防止対策の実施を着実に進めます。
- ・ 捕獲対策の担い手の確保・育成に向けた取組を推進します。

※ワイヤーメッシュ柵

線径 5 mm 程度の縦線と横線を格子状に配列させ、交わった箇所を溶接し、縦幅（高さ）1.2m 程度、横幅 2m 程度に製造したもの。これらを水田や畑などの外周に隙間なく配置し柵を作ることにより、イノシシが水田や畑などに侵入するのを防護する。

【主な具体的取組】

地域ぐるみでの有害鳥獣被害対策の推進

- ・ 集落周辺の農作物残渣等の除去や、集落周辺の藪の解消などの有害鳥獣を集落に近づけない取組の推進
- ・ 地域ぐるみでの電気牧柵・ワイヤーメッシュ柵等の整備の推進
- ・ 整備した侵入防止施設の適切な維持管理の徹底
- ・ 猟友会による一斉駆除や依頼駆除の効率化
- ・ 捕獲後の処理負担軽減に向けた取組の検討
- ・ 中型哺乳類については、小型箱わなを使った農家自らによる捕獲の推進
- ・ サルについては、ＩＣＴを用いた大型箱わななどによる捕獲^(※)を検討

捕獲対策の担い手の確保・育成

- ・ 有害鳥獣被害防止対策事業の補助制度等を活用した狩猟免許取得の推進



箱わなで捕獲されたイノシシ

※ＩＣＴを用いた大型箱わななどによる捕獲

情報・通信に関する技術の総称。この場合は、大型箱わなの入り口にセンサーを付け、設定した頭数のサルが入ったことをカウントした時点で入り口が閉じてサルを捕獲する技術のこと。捕獲と同時に携帯電話等にメールで連絡が来る仕様もある。

第4章 地域別の振興

1 地域共通の振興

農産については、市内各地域とも各種事業により基盤整備はほぼ完了しており、今後は収量性・収益性の高い麦・大豆の作付けを推進します。また、転作として広く普及している飼料用米やW C S用稲などの新規需要米、飼料作物の作付け拡大に併せ、稲わらの飼料への利活用、圃場への堆肥還元等の耕畜連携を図ります。

園芸については、さが園芸生産 888 億円推進運動の展開に則し、長寿命化対策による施設維持、先進的技術、省力化・高品質化機械の導入による収量・品質の向上を図り、産地の維持拡大を図っていきます。

畜産については畜産農家の高齢化が進んでいるが、周辺環境との問題を考えると既存施設以外の場所での新規就農は難しい状況にあります。このため、高齢で後継者がいない層の経営資源の担い手への計画的承継について各種団体や関係機関と協力していきます。また既存の畜産農家に対し畜産クラスターなどの国庫事業や県単事業を活用し、維持拡大に必要な施設整備、不足する労働力や技術力を補うための省力化設備・機械の導入を行うことにより維持拡大を図ります。

2 各地域の特徴と振興

(1) 納所地区

基幹作物は、米・麦・大豆・果樹（みかん・ビワ）・施設園芸（アスパラガス・いちご）などとなっています。水田では大豆のブロックローテーション方式を取り入れた団地化が実施され、転作の多くを担っています。果樹ではビワの産地であったが、生産量が減少してきています。施設園芸では主に、アスパラガス・いちごを取り入れ、米・麦・大豆を基幹とした複合経営が普及しています。今後は、これまでの振興を踏襲しつつ、特に盛んな施設園芸については、各種事業を活用し産地の維持拡大を図っていきます。

(2) 東多久地区

基幹作物は米・麦・みかんなどとなっており、一部では施設園芸（花き）や畜産との複合経営がなされています。

水田では主食用米からの転作作物として、飼料用米やW C S用稲を中心とした新規需要米が定着しています。今後もこれまでの振興を踏襲しながら産地の維持拡大を図っていきます。

(3) 南多久地区

基幹作物は米・麦・大豆・果樹（みかん・桃・なし・ウメ）などで、一部では施設園芸（なす・花き）との複合経営がなされており、畜産業も盛んです。

平坦部の水田では大豆やW C S用稲でのブロックローテーション方式を取り入れた団地化が実施され、中山間部では飼料用米を中心とした転作が定着しています。果樹では温州みかん園転換により、中晩柑や落葉果樹の果樹内複合経営が行われています。野菜については、伝統野菜の青しまうりの栽培が盛んで、多久市特産「青しまうり漬」としても販売されています。今後もこれまでの振興を踏襲しながら産地の維持拡大を図っていきます。

(4) 多久地区

基幹作物は米・麦・大豆・みかんなどとなっており、一部では施設園芸（いちご）や伝統野菜として「桐岡なす」も栽培されています。

水田では大豆のブロックローテーション方式を取り入れた団地化が実施され、これまで転作作物として多くを担ってきたが、飼料用米やW C S用稲といった新規需要米が転作作物として定着しつつあります。今後もこれまでの振興を踏襲しながら産地の維持拡大を図っていきます。

(5) 西多久地区

基幹作物は米・みかんとなっており、一部ではそばの栽培、高冷地を活かした露地野菜や伝統野菜として「女山大根」が栽培されています。

水田では中山間部や棚田が多く、主食用米からの転作作物として、飼料用米やW C S用稲といった新規需要米が定着しつつあります。また、平野地区では棚田で生産された米を「棚田米」として付加価値販売されています。果樹では温州みかんの栽培が古く、本市のみかんの主産地の一つとなっており、一部では根域制限栽培もされ、収量・収益の増が見込まれることから、さらなる普及が期待されます。今後は、これまでの振興を踏襲しつつ、地域の核でもある農産物直売所「幡船の里」を中心に、中山間地の多い地域特性を生かした産地の維持拡大を図っていきます。

(6) 北多久地区

基幹作物は米・麦・みかんで、一部では、畜産も営まれています。

水田では高収益作物の導入や転作作物等の付加価値向上による収益力強化に取り組み、果樹ではみかんの根域制限栽培を導入しているところもあり、収量・収益の増が見込まれることから、さらなる普及が期待されます。今後もこれまでの振興を踏襲しながら産地の維持拡大を図っていきます。畜産については、周辺環境を考えると他地区より規模拡大が望めると考えられます。このため規模拡大するために必要な施設投資（畜舎、糞尿処理施設、省力化施設等）への補助事業を推進します。

農業生産の目標等

(1) 総農家数 (単位：農家数)

項目	参考 (2015)	基準 (2020)	予測 (2025)
総農家数	889	694	555

※農業センサスより

(2) 新規就農者数 (累計) (単位：人)

項目	基準 (2020)	目標 (2025)
新規就農者数	0	5

(3) 認定農業者数 (累計) (単位：人)

項目	基準 (2020)	目標 (2025)
認定農業者数	81	81

(4) 有害鳥獣による農産物の被害額 (単位：千円)

項目	参考 (2015)	基準 (2020)	目標 (2025)
有害鳥獣による 農産物被害額	7,821	10,070	7,049

(5) 作付面積・飼養頭羽数

(単位：ha、頭、千羽)

区分		基準 (2020)	目標 (2025)
農産 (注1)	主食用米	516.1	490
	飼料用米	76.3	94
	WCS 用稲	75.5	84
	飼料用作物	42.5	45
	麦	389.2	410
	大豆	86.5	93
園芸	野菜 (注1)	いちご	2.8
		たまねぎ	4.7
		なす	1.6
		アスパラガス	1.5
		うり	0.4
		ねぎ	0.2
		ブロッコリー	0.3
		だいこん	0.3
	果実 (注2)	温州みかん	90
		中晩生柑きつ	17
		もも	4
		びわ	3.5
		なし	3
	花き (注1)	1.1	1.2
畜産 (注3)	肉用牛	繁殖	730
		肥育	2,275
	乳用牛	95	95
	豚	1,317	1,350
	採卵鶏	52,068	53,000
	ブロイラー	74,500	74,500

注1) 水田作付営農計画書を基に多久市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンにより算出

注2) 農協系統の作付面積、JA 多久事業所調べ

注3) 家畜伝染病に係る家畜飼養状況定期報告及び JA 畜産課聞き取り

(6) 生産量

(単位：t)

区分		基準 (2020)	目標 (2025)
農産 (注1)	主食用米	2,447.2	2,352
	飼料用米	396.7	488.8
	麦	1,264.9	1,332.5
	大豆	129.7	139.5
園芸	いちご	131.6	131.6
	たまねぎ	235	710
	なす	92.8	139.2
	アスパラガス	37.5	37.5
	野菜 (注1)		
	野菜瓜	18.4	41.4
	ねぎ	3	4.5
	ブロッコリー	2.5	6.8
	だいこん	9.6	12.8
	温州みかん	2,100	2,200
	中晩生柑きつ	250	270
	果実 (注2)		
	もも	34	34
	びわ	4.5	5
	なし	35	35

注1) 水田作付営農計画書を基に多久市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンにより算出

注2) 農協系統の生産量、JA 多久事業所調べ



<https://www.city.taku.lg.jp/>